東京都市計画地区計画の決定 (練馬区決定)

都市計画武蔵関公園南地区地区計画をつぎのように決定する。

で良好な住環境が保全されて
心とした低層の戸建住宅地と
ニティの継承や良好な住環境
祉に配慮しつつ、建築協定等
こふさわしい土地利用の形成
竟の維持を図る。
敳等に配慮しつつ、みどり豊か
,
整備を図る。
世 涌 作 凶 る。
7

保全に関する方針	光およ	建築物等の整備の方針 その他当該区域の整備、開発および保全に関する方針			 1 中地区では、地形的特徴等を踏まえ、良好な住環境を維持するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度および建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限を定める。 2 地区内では、みどりの連続性の確保を図るため、道路に面する生垣等の設置を推進する。また、建築物等の壁面を敷地境界から後退することを推進し、開放的な歩行空間の形成や通風確保、延焼防止等を図る。 1 中地区では、良好な住環境を維持するため、敷地の地盤面の盛土は行わないものとする。 2 地区内では、敷地内の緑化を推進することでみどりの連続性の確保を図る。また、駐車場やアプローチ等の舗装面積を最小限にし、舗装する場合も、透水性材料や雨水浸透桝の利用を推進することで、地下水の涵養に配慮した
	Ů.				土地利用を図る。
		<u>位</u> 置			練馬区関町北三丁目地内 約2.9ha
		面	積地区の	47 4h	
			地区の		中地区
地区整備計画			区分	面積	約2.9ha
		建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		つぎの各項に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅(住戸の数が3以下のものに限る。) 2 住宅(住戸の数が3以下のものに限る。)で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、つぎの各号の一に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が30㎡を超えるものを除く。) (1) 事務所 (2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 3 診療所(患者を入院させるための施設を有するものを除く。) 4 公益施設のうち、区長が必要と認めたもの 5 前各項の建築物に付属するもの
		項	建築物の 積の最低		ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 (1) 本地区計画の決定告示日において敷地面積が 110 ㎡未満で、その敷地全てを一の敷地として使用する場合 (2) 本地区計画の決定告示日以後に、公共施設の整備等により敷地面積が 110 ㎡未満となり、その敷地全てを一の敷地として使用する場合

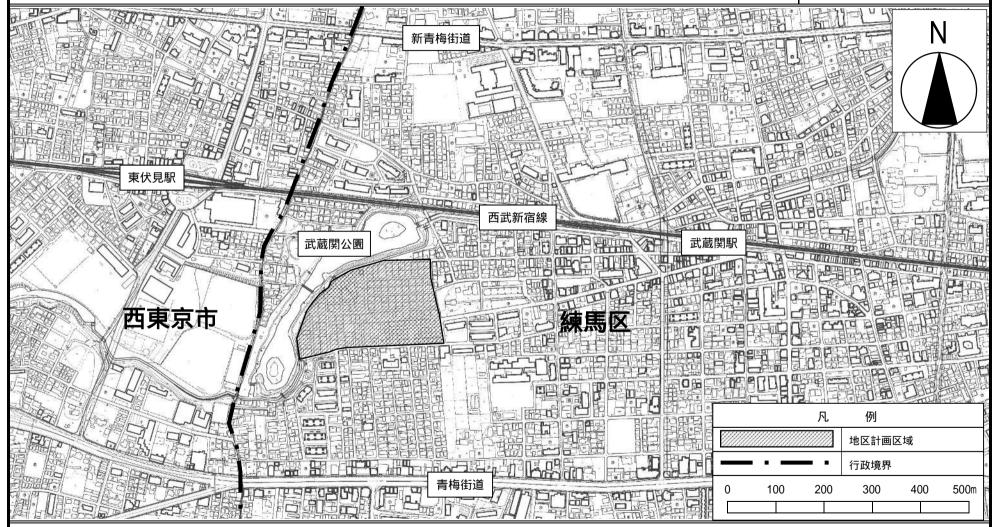
	物等に関す			1 建築物の高さ(階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分(以下「階段
			室等」という。) の高さを含む。) は8m以下(練馬一般区道 23‐292 号線に接する敷地においては9m以下)で、	
			かつ、地階を除く階数は2以下とする。	
		建築物等の高さ	2 建築物の各部分の高さ(階段室等の高さを含む。) は、当該部分から前面道路の中心線または隣地境界線までの	
11h		の最高限度	真北方向の水平距離の 0 . 6 倍に 5 mを加えたもの以下とする。ただし、敷地の地盤が北側隣地(北側に前面道路	
区区			がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。) の地盤より高い場合は、当該敷地の地盤面は当	
整備			該高低差の4分の1だけ低い位置にあるものとみなす。	
地区整備計画			3 練馬一般区道23-292号線に接する敷地においては、前項の規定は適用しない。	
			建築物の屋根、外壁等の色彩は、周辺の良好な住環境と調和した落ち着きあるものとする。	
	る事	建築物等の形態	屋外広告物等を設置する場合は、つぎの各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、公共または公益のために	
	項	または色彩その	設置するものはこの限りでない。	
		他の意匠の制限	(1) 一辺の長さが 1 m以下で、かつ、 1 敷地あたりの表示面積の合計が 0 . 5 m ² 以下であること	
			② 原色の使用を避け、周辺との調和を十分配慮したものとすること	

は知事協議事項

理由:北下がりの傾斜地を有する地形的特徴や地域の福祉に配慮しつつ、建築協定等により保全されてきたみどり豊かで良好な住環境を維持するため、地区計画を決定する。

[「]地区計画の区域、地区整備計画の区域および地区の区分については、計画図表示のとおり」

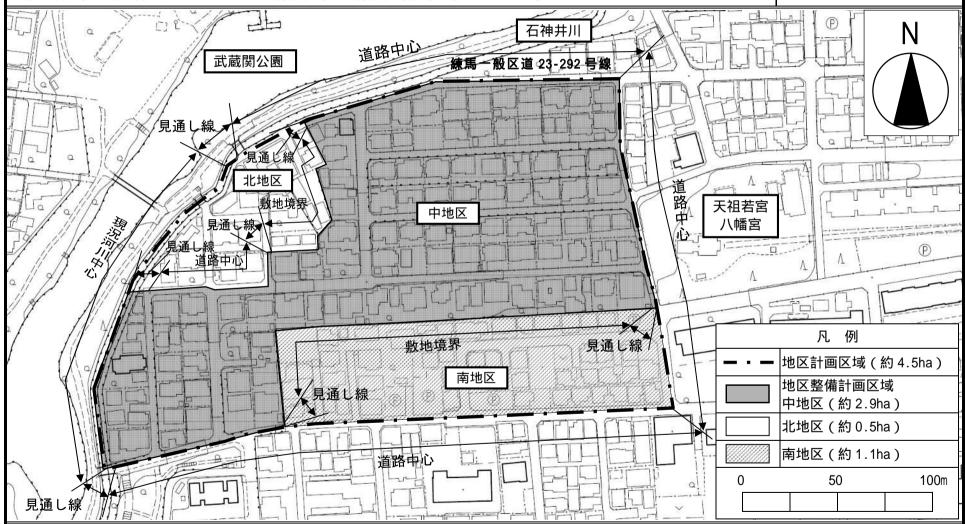
東京都市計画地区計画 武蔵関公園南地区地区計画 位置図 [繰馬区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず (承認番号)26 都市基交測第 99 号、平成 26 年 8 月 19 日(承認番号)26 都市基街測第 100 号、平成 26 年 8 月 14 日

この背景の地形図は、東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。無断複写を禁ずる。(利用許諾番号)MMT 利許第 026 号 - 47、平成 26 年 8 月 19 日

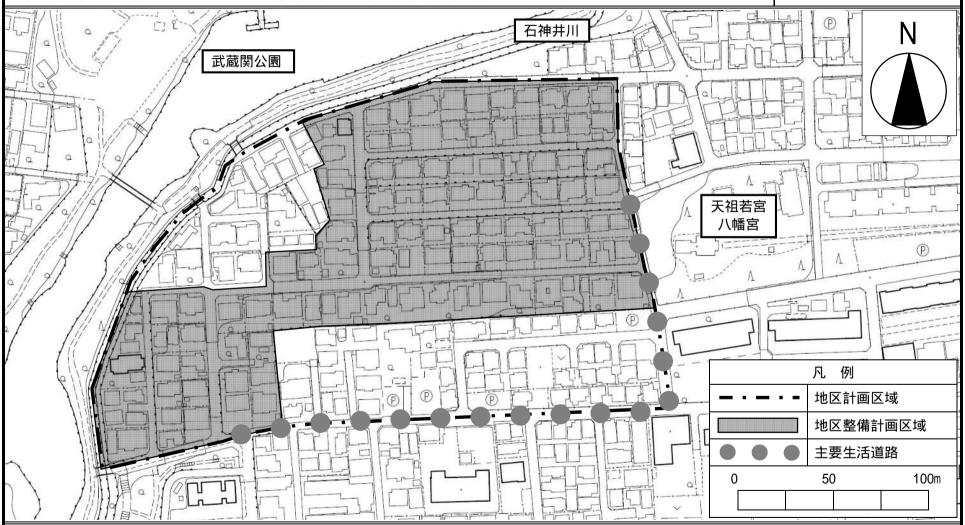
東京都市計画地区計画 武蔵関公園南地区地区計画 計画図 [練馬区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を 禁ず。(承認番号)26 都市基交測第 99 号、平成 26 年 8 月 19 日(承認番号)26 都市基街測第 100 号、平成 26 年 8 月 14 日

この背景の地形図は、東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。無断複写を禁ずる。(利用許諾番号) MMT 利許第 026 号 - 47、平成 26 年 8 月 19 日 都市計画河川石神井川は未整備である。都市計画河川の区域については、東京都市計画河川計画図によること。

東京都市計画地区計画 武蔵関公園南地区地区計画 方針付図 [練馬区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を 禁ず。(承認番号)26 都市基交測第 99 号、平成 26 年 8 月 19 日(承認番号)26 都市基街測第 100 号、平成 26 年 8 月 14 日

この背景の地形図は、東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。無断複写を禁ずる。(利用許諾番号) MMT 利許第 026 号 - 47、平成 26 年 8 月 19 日 都市計画河川石神井川は未整備である。都市計画河川の区域については、河川計画図によること。